

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
3 創路	1 機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	機構の事務連絡や学生支援系機関内ポータルサイトをを用いて行われた。	引き続き、高専機構の事務連絡や学生支援系機関内ポータルサイトをを用いて意識啓発を行った。	
3 創路	2 定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	年12回開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	引き続き、1ヶ月に1回以上（長期休業月は除く）、いじめ対策委員会を開催し、いじめに関する事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議している。	
3 創路	3 機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和7年2月にいじめに関する動画視聴及びアンケート回答形式にて、研修を行った。	引き続き、機構の事務連絡や学生支援系機関内ポータルサイトをを用いて意識啓発を行った。なお、教職員FDは動画視聴及びアンケート回答形式にて実施した。	令和8年2月
3 創路	4 学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	第1回いじめ対策委員会（R6.4.17）にて審議された活動計画は、議事概要として全教職員に公開した。	引き続き、第2回いじめ対策委員会（R7.4.22開催）にて審議した「令和7年度活動計画」を議事概要として全教職員に公開した。	
3 創路	5 いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	第1回いじめ対策委員会（R6.4.17）にて審議された活動方針は、議事概要として全教職員に公開した。	引き続き、いじめ対策委員会にて審議された活動方針は、議事概要として全教職員に公開している。	
3 創路	6 いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合には、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	気になる様子があった場合は、いじめ対策委員会にて報告し、共有されていた。	引き続き、いじめ対策委員会にて報告及び共有するよう呼び掛けている。	
3 創路	7 機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	本校における「いじめ対策委員会」が、重大事態の調査を実施する機関として設置されており、定期的なアンケート調査、学級担任面談、学生相談室によるカウンセリング等で、いじめの把握に努めている。	引き続き、定期的なアンケート調査、学級担任面談及び学生相談室によるカウンセリング等で、いじめの把握に努めている。また、いじめ防止等基本計画において「重大事態」の定義やいじめ事案対処のフローチャート等を定め、いじめ対策委員会の役割を定めている。	
3 創路	8 いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	案件があった際は都度いじめ対策委員会を開催し、学生の実態や指導の経過等について共有している。	引き続き、必要に応じて速やかに、いじめ対策委員会を実施し、学生の実態や指導の経過等について共有している。	
3 創路	9 令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	第12回いじめ対策委員会（R7.3.12）にて、令和6年度の活動方針の反省と申し送り、令和7年度の活動方針を定めた。	第2回いじめ対策委員会（R7.4.22開催）にて審議した「令和7年度活動計画」に沿って、検証している。	
3 創路	10 学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	年2回の高専生活といじめに関するアンケートに加え、こころからだのアンケート、HyperQUの計4つのアンケート等を実施しており、その内容をいじめ対策委員会で報告し、議事概要にて全教職員に周知している。	年4回の高専生活に関するアンケートを実施した。また、その内容をいじめ対策委員会にて報告し、議事概要にて全教職員に周知している。	令和7年4月 令和7年6月 令和7年10月 令和7年11月
3 創路	11 「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	本校の学生相談室長が公認心理師の有資格者であり、心理専門職として構成員に入っており、スクールカウンセラーからの情報も教員間に共有されている。	本校の学生相談室長が公認心理師の有資格者であり、心理専門職として構成員に入っており、スクールカウンセラーからの情報も教員間に共有されている。	
3 創路	12 機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和6年4月に第1～2学年を対象にいじめ防止に関する特別講演を、第1～3学年を対象にSNSに関する特別講演をそれぞれ行った。	1～5年生を対象に「いじめ防止等のための講話」、本科1～2年生を対象にSNSに関する特別講演を実施した。また、全学生を対象に人権擁護啓発ポスターのコンペティションを実施し、いじめ防止ポスターを作成の上、学内に掲示し、いじめ防止の啓発活動を行った。	令和7年4月 令和7年6月 令和7年12月
3 創路	13 どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	設問12の取り組みを踏まえて、令和7年2月に全学年を対象に、本校のいじめに関する取り組みやどのような行為がいじめとなるかを問ういじめ対策アンケートを実施した。	1～5年生を対象に「いじめ防止等のための講話」、本科1～2年生を対象にSNSに関する特別講演を実施した。また、全学生を対象に人権擁護啓発ポスターのコンペティションを実施し、いじめ防止ポスターを作成の上、学内に掲示し、いじめ防止の啓発活動を行った。	令和7年4月 令和7年6月 令和7年12月
3 創路	14 学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	学生主体の活動は実施できていない。	いじめ防止の啓発活動の一環として、学生会より、全学生を対象に人権擁護啓発ポスターのコンペティションを実施した。	令和7年6月
3 創路	15 学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	保護者向けの学校だより「鶴望」で周知している。	引き続き、保護者向けの学校だより「鶴望」で周知している。また、本校ホームページに「いじめ防止等基本計画」および「いじめ防止等の取組状況」を掲載している。	
3 創路	16 いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	学生主事が主体となり、必ず双方の保護者に学校から連絡し、対応方針を説明している。	引き続き、学生主事が主体となり、必ず学校から双方の保護者に連絡のうえ対応方針を説明している。	
3 創路	17 外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	令和7年2月に学生主事が外部の有識者等で構成される会議（運営諮問委員会）にて説明し、評価されている。	引き続き、外部の有識者等で構成される会議（運営諮問委員会）にて説明を行っている。	令和8年2月
3 創路	18 いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	犯罪行為に該当すると疑われる場合は、直ちに警察等と情報を共有する。	引き続き、犯罪行為に該当すると疑われる場合は、直ちに警察等と情報を共有するよう徹底している。	